



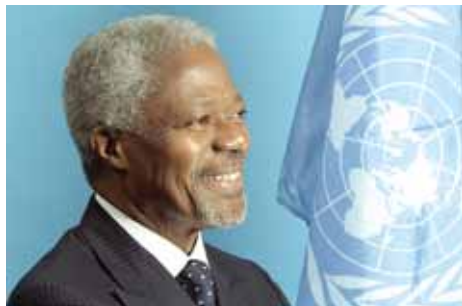
An initiative of the
UN Secretary-General
implemented by
UNEP Finance
Initiative
and the
UN Global Compact

Principles for Responsible Investment



国連事務総長からのメッセージ

2005年の初めに私は責任投資に関するベスト・プラクティスとなるようなグローバルな原則の作成に向け、世界中の投資コミュニティのリーダーたちを招きました。金融は世界経済を動かしていますが、しかしながら、投資の意思決定プロセスや、株式の所有方針を定める際に、社会的および環境的な問題に対し、十分な考慮がなされていないという認識が広がっています。そのような懸念が、このイニシアティブのルーツとなっています。つまり、たとえ強力な政治的バックアップや草の根の支援を受けても、投資の分析・評価に「持続可能な発展」の観点が積極的に組み込まれない限り、「持続可能な発展」自体が牽引力を得るのは困難であり続けると考えたのです。



広くは経営規範とされる企業責任は、長期的な目標を犠牲にして短期的視点に導かれることの多い金融市場との連携ができていないことが、長年、問題の中心となっていました。近年、国連グローバル・コンパクト(UN Global Compact)の採用などに見られるように、ますます多くの企業が企業責任に取り組んでいます。しかし、このような企業努力が金融市場によって認知されたり、報われたりしたことは数少ない例外を除いて殆どありません。だからと言って、この現状は投資家サイドの企業責任に対する関心の低さや企業責任を果たすべきという要請の弱さによるものではなく、個人投資家・機関投資家が全てのリスクや機会を十分に評価できる共通のガイドラインが欠如していたことが主な要因なのです。

責任投資原則(Principles for Responsible Investment)はそのような要望に応えるべく生み出されました。世界の大手機関投資家によって作成され、国連環境計画・金融イニシアティブ(United Nations Environment Programme Finance Initiative)並びに国連グローバル・コンパクトによって推進された本原則は、環境、社会および企業統治の基準を含み、より優れた長期的な投資成果とより持続的な金融市場を実現する枠組みを提供します。本原則によって、運用業界の慣習がより国連の目的と協調できるようになり、より安定的で、排他的でない、より多くの人々を包含していく世界経済の構築に貢献できることを願っています。全世界の機関投資家と(機関投資家に商品・サービスを提供する)パートナー機関が、本原則を採用し、日常の業務や意思決定に原則のコンセプトを活かすことを呼びかけます。責任投資原則を基本とし、同じ考えを持った人々が共に活動することが、世界の全てのかげがえのない財産を守る一助となることでしょ。

国際連合事務総長
コフィー・A・アナン





はじめに

環境上の問題、社会の問題および企業統治の問題(ESG)が運用ポートフォリオのパフォーマンスに影響を及ぼすという見方が近年、投資専門家の間で高まってきています。受託者責任を履行しようとする投資家はこれらESG問題に適切に配慮する必要があると考えられます。しかしながら、今日までESG問題に配慮する枠組みが欠落していました。責任投資原則はそのような枠組みを提供することを目的としています。

本原則は自主的で理想的な原則です。それは、規則ではなく、通常の投資活動においても意志決定のプロセスや株式の所有慣習にESGの課題を組み込むために様々な実施例を提案しています。

本原則に署名することは、責任投資に対する真のコミットメントを表し、署名機関の幹部が運用業務全般に対して原則をバックアップすることを意味します。本原則の実施は、長期的な収益の向上につながるだけでなく、機関投資家の運用目的を広範な社会の理想に近づけることにもなるのです。

責任投資原則の作成プロセス

国連事務総長は2005年の初めに責任投資原則を作成するために世界の大手機関投資家たちを招きました。呼びかけに応じた世界12カ国から集った20の機関投資家は「投資家グループ」に参加することに合意しました。このグループはその責任を引き受けると共に、原則を自由に作成する裁量をも与えられました。

更に、投資コミュニティ、国際機関、政府機関、市民社会、学者からなる70人の専門家を擁するステークホルダー(利害関係者)グループが上記の投資家グループを支援しました。また、事務局は国連環境計画・金融イニシアティブ(United Nations Environment Programme Finance Initiative = UNEP FI)並びに国連グローバルコンパクト(UN Global Compact)が担いました。

2005年4月から2006年1月までの間に投資家グループは計5日間、専門家グループは計4日間の協議会をそれぞれ開き、また、それに加え何百時間ものフォローアップ活動も行われ、最終的に責任投資原則が誕生しました。

責任投資原則は、投資期間が長期に渡り、広く分散されているポートフォリオを運用する大手機関投資家グループの考えが反映されたものです。しかし、本原則は機関投資家全般、運用機関、その他の投資サービス専門パートナーに対しても開かれたものです。

本原則の発表後は次の段階として、より多くの投資家による原則の採択の推進、原則を実施するにあたっての有益な情報の提供、署名機関間での連携の促進を行う予定です。





責任投資原則

The Principles for Responsible Investment¹

責任投資原則(以下「本原則」)

As institutional investors, we have a duty to act in the best long-term interests of our beneficiaries.

私たち機関投資家には、受益者のために長期的視点に立ち最大限の利益を最大限追求する義務がある。

In this fiduciary role, we believe that environmental, social, and corporate governance (ESG) issues can affect the performance of investment portfolios (to varying degrees across companies, sectors, regions, asset classes and through time).

この受託者としての役割を果たす上で、(ある程度の会社間、業種間、地域間、資産クラス間、そして時代毎の違いはあるものの)環境上の問題、社会の問題および企業統治の問題(ESG)が運用ポートフォリオのパフォーマンスに影響を及ぼすことが可能であることと考える。

We also recognize that applying these Principles may better align investors with broader objectives of society.

さらに、これらの原則を適用することにより、投資家たちが、より広範な社会の目的を達成できるであろうことも認識している。

Therefore, where consistent with our fiduciary responsibilities, we commit to the following:

したがって、受託者責任に反しない範囲で、私たちは以下の事項へのコミットメントを宣言する。

¹ Translated by Shunsuke Tanahashi (Research Institute for Policies on Pension & Aging), advised by Hideo Shirota (Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation), Mariko Kawaguchi (Daiwa Institute of Research Ltd.)

翻訳: 棚橋俊介(年金総合研究センター)、翻訳助言: 代田秀雄(三菱UFJ信託銀行)、河口真理子(大和総研)





1. We will incorporate ESG issues into investment analysis and decision making processes.

1. 私たちは投資分析と意志決定のプロセスにESGの課題を組み込みます。

Possible actions:

考えられる実施例:

- Address ESG issues in investment policy statements
投資方針書におけるESGの課題を明確化する。
- Support development of ESG-related tools, metrics, and analyses
ESGに関連するツールや計測基準や、分析手法の開発を支援する。
- Assess the capabilities of internal investment managers to incorporate ESG issues
内部の運用マネージャーのESGに関する課題を業務に組み込む能力を評価する。
- Assess the capabilities of external investment managers to incorporate ESG issues
外部の運用マネージャーのESGに関する課題を業務に組み込む能力を評価する。
- Ask investment service providers (such as financial analysts, consultants, brokers, research firms, or rating companies) to integrate ESG factors into evolving research and analysis
投資サービス・プロバイダー(証券アナリスト、コンサルタント、ブローカー、調査会社あるいは格付け会社)に対しESG要因を彼らの研究や調査分析に組み込むように働きかける。
- Encourage academic and other research on this theme
このテーマについての学究的、その他研究の促進を支援する。
- Advocate ESG training for investment professionals
投資専門家のためのESGに関する研修の奨励をする。

2. We will be active owners and incorporate ESG issues into our ownership policies and practices.

2. 私たちは活動的²な(株式)所有者になり、(株式の)所有方針と(株式の)所有慣習にESG問題を組み入れます。

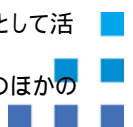
Possible actions:

考えられる実施例:

- Develop and disclose an active ownership policy consistent with the Principles
本原則に沿って活動的な(株式)所有方針を検討しそれを開示する。
- Exercise voting rights or monitor compliance with voting policy (if outsourced)
議決権を行使する、あるいは(もし外部委託されているのであれば)議決権行使方針に準拠しているかを監視する。
- Develop an engagement capability (either directly or through outsourcing)
(直接あるいは外部委託を通してのいずれかの)エンゲージメント³の能力を促進する。

² 「活動的」とは「株主責任を自覚したモルという投資家」ということを指します。そして、株主責任を意識した責任ある投資家として活動的であることを意味する。

³ エンゲージメントとは、株式所有者による企業への関与のことを指します。一般的には議決権行使にとどまらないで、そのほかの方法(直接対話など)も含む概念として認識されます。





- Participate in the development of policy, regulation, and standard setting (such as promoting and protecting shareholder rights)
(株主権利の促進・保護などといった)政策、規則および基準設定の開発・策定に関与する。
- File shareholder resolutions consistent with long-term ESG considerations
長期的視点に立ったESGに配慮した株主決議案を提起する。
- Engage with companies on ESG issues
ESG問題について企業と話し合い働きかけ(エンゲージメント)を持つ。
- Participate in collaborative engagement initiatives
共同のエンゲージメント・イニシアティブに参画する。
- Ask investment managers to undertake and report on ESG-related engagement
ESG関連のエンゲージメントを引き受け、それに関して報告するよう運用マネージャーに依頼する。

3. We will seek appropriate disclosure on ESG issues by the entities in which we invest.

3. 私たちは、投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めます。

Possible actions:

考えられる実施例:

- Ask for standardised reporting on ESG issues (using tools such as the Global Reporting Initiative)
(グローバル・レポーティング・イニシアティブ⁴のツールなどを用いた)ESG問題についての標準化された報告書を要求する。
- Ask for ESG issues to be integrated within annual financial reports
年次会計報告書内にESG課題について記載するように要求する。
- Ask for information from companies regarding adoption of / adherence to relevant norms, standards, codes of conduct or international initiatives (such as the UN Global Compact)
関連する規準、標準、行動規範あるいは(国連のグローバル・コンパクトのような)国際的なイニシアティブといったものの採用や遵守に関する情報開示を企業に要求する。
- Support shareholder initiatives and resolutions promoting ESG disclosure
ESG開示を促進する株主イニシアティブおよび決議案を支持する。

⁴ グローバル・レポーティング・イニシアティブ (the Global Reporting Initiative, GRI) とは、サステナビリティ・レポーティングのためのガイドラインを促進することを使命とした独立機関です。詳しくは<http://www.globalreporting.org/> をご参照ください。





4. We will promote acceptance and implementation of the Principles within the investment industry.

4. 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います。

Possible actions:

考えられる実施例:

- Include Principles-related requirements in requests for proposals (RFPs)
募集要項(RFP)に本原則に関連する必要条件を含める。
- Align investment mandates, monitoring procedures, performance indicators and incentive structures accordingly (for example, ensure investment management processes reflect longterm time horizons when appropriate)
運用マンドート、モニタリング手続き、パフォーマンス指数および報酬体系を、状況に応じて整合性のとれたものとする(例えば、適切な場合には、投資管理プロセスが長期のタイムホライズンを反映することを保証するなど)。
- Communicate ESG expectations to investment service providers
投資サービス・プロバイダーにESG課題に対する要求水準を伝える。
- Revisit relationships with service providers that fail to meet ESG expectations
ESGに関する(情報や調査の)要求水準を満たさないサービス・プロバイダーとの関係を再考する。
- Support the development of tools for benchmarking ESG integration
ESG課題を統合することを評価するためのツール開発を支援する。
- Support regulatory or policy developments that enable implementation of the Principles
本原則の実施を可能にするための基準の作成、政策の策定を支援する。

5. We will work together to enhance our effectiveness in implementing the Principles.

5. 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します。

Possible actions:

考えられる実施例:

- Support/participate in networks and information platforms to share tools, pool resources, and make use of investor reporting as a source of learning
ネットワークおよび情報プラットフォームを支援し、それらの活動に参加する。それによりツールを共有し、人的資源・資金を集約し、かつ投資報告書を研究の対象にする。
- Collectively address relevant emerging issues
発生する問題に関しては、広く意見を集約した上で発言する。
- Develop or support appropriate collaborative initiatives
適切な共同のイニシアティブを設立し支援する。





6. We will each report on our activities and progress towards implementing the Principles.

6. 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。

Possible actions:

考えられる実施例:

- Disclose how ESG issues are integrated within investment practices
ESG課題問題が運用の実務面においてどのように組み込まれているかを開示する。
- Disclose active ownership activities (voting, engagement, and/or policy dialogue)
積極的な株主活動の状況を開示する(議決権行使、エンゲージメント、かつ/または 方針対話)。
- Disclose what is required from service providers in relation to the Principles
本法則に関してサービス・プロバイダーから何が要求されているかを開示する。
- Communicate with beneficiaries about ESG issues and the Principles
ESG問題および本法則に関して受益者と意見交換をする。
- Report on progress and/or achievements relating to the Principles using a Comply or Explain approach
Comply or Explain⁵のアプローチを用いて、本原則に関する進捗状況と成果の両方あるいは片方を報告する。
- Seek to determine the impact of the Principles
本原則が与える影響の度合いを測るよう努力する。
- Make use of reporting to raise awareness among a broader group of stakeholders
このような報告を活用し、より広範にわたるステークホルダーの関心を高める。

The Principles for Responsible Investment were developed by an international group of institutional investors reflecting the increasing relevance of environmental, social and corporate governance issues to investment practices.

責任投資原則は、環境上の問題、社会問題および企業統治上の問題が投資実務へ与える影響の度合いが高まってきたことを認識している、機関投資家の国際的なグループによって作成されたものである。

The process was convened by the United Nations Secretary-General.

本プロセスは国連事務総長によって召集されたものである。


In signing the Principles, we as investors publicly commit to adopt and implement them, where consistent with our fiduciary responsibilities. We also commit to evaluate the effectiveness and improve the content of the Principles over time.

本原則に署名するにあたり、受託者責任に反しない範囲で、私たちは投資家として本原則を採用し実行することを正式に約束する。今後は、私たちは本原則の内容の効果を評価し、改訂することを約束する。

⁵ The Comply or Explain approach requires signatories to report on how they implement the Principles, or provide an explanation where they do not comply with them.

Comply or Explain のアプローチにおいては、本原則を実行する方法に準拠して報告することに同意するか、あるいは本原則に従わない理由を用意することが求められる。





We believe this will improve our ability to meet commitments to beneficiaries as well as better align our investment activities with the broader interests of society.

私たちは、本原則が、受益者へのコミットメントを果たす能力を向上させるとともに、運用活動と広範な社会的利益とがより整合性のとれたものとなることを確信している。

We encourage other investors to adopt the Principles.

私たちは、本原則を他の投資家も採択することを奨励する。

Q & A集

1. 責任投資原則プロジェクトの最終目的は何か？

本原則は、機関投資家が、環境上の問題、社会の問題および企業統治の問題(ESG)を投資の意思決定や所有慣習に組み込み、受益者のために長期的な投資成果を向上させることを目的としています。

2. なぜこのような原則が必要なのか？

機関投資家には、資産を信託した委託者の利益を最大限にする義務があります。加えて、機関投資家は、ESGを始め運用パフォーマンスに大きな影響を及ぼすあらゆる要素を適切に考慮することも義務とされます。近年、投資家や運用機関により貴重なESGの研究が幾つも行われましたが、大手機関投資家がESGの課題を投資の意思決定や所有慣習に体系的に組み込む枠組みは存在しませんでした。責任投資原則はそのような枠組みを提供するものです。

3. 誰が原則を作成したのか？

本原則は、コフィー・アナン国連事務総長の招聘に応じて集まった世界12カ国からなる20の大手機関投資家が構成する投資専門家のグループによって作成されました。更に、投資コミュニティー、国際機関、政府機関、市民社会、学者からなる70人の専門家を擁するステークホルダー(利害関係者)・グループがこの投資家グループをサポートしました。また、国連環境計画・金融イニシアティブ(United Nations Environment Programme Finance Initiative = UNEP FI)並びに国連グローバル・コンパクト(UN Global Compact)が作成プロセスの事務局を担いました。

4. 本原則に取り組むことは、投資成果(収益)にどのような影響を与えるのか？

本原則を実施することにより、運用パフォーマンスに大きな影響を及ぼす様々な要素がより明確に理解されることが期待されると共に、その結果として投資収益の向上とリスクの低下に繋がることが期待されます。また署名機関のネットワークを通じて人的資源・資金などのリソースを集約することにより、リサーチや活動的な所有慣習を実施するコストを下げることが可能となります。更に本原則は、あらゆる組織的な問題を投資家が共同で取り組むことを促進し、それらの問題が改善された場合には、より安定的で、説明責任が果たされ、収益性の高い市場の実現も可能となります。

5. 本原則と受託者責任との関係は？

本原則は、ESGの課題が投資パフォーマンスに影響を与える可能性があるという前提に基づいています。よって、投資判断においてESGの課題を適切に考慮することは、リスクを調整したより高い収益に繋がり、投資家の受託者責任を堅固に守ることとなります。本原則は受託者責任の範囲内で運用されるべきことが、本文中に明記されています。

6. 本原則と社会的責任投資(SRI)との関係は？

本原則は、従来からの受託者責任の枠組み内で運用される広く分散したポートフォリオを持つ大手機関投資家の投資スタイルを対象としています。すなわち、本原則は運用業務全般に適用することができ、SRI商品のみに限ったものでないものの、これと同時に、SRIや企業統治ファンドのマネージャーが実践する活動的な株式所有やESGの課題を投資分析に組み込むようなアプローチを促進します。

7. 本原則は特定の企業や業種の除外やスクリーニングを求めるのか？

求めません。投資家によっては、スクリーニングや除外が適切な手法である場合もあるでしょうが、本原則はESGの基準によって特定企業や特定業種を除外するよりも、投資先企業とのエンゲージメント(株式所有者による企業への関与)を提案しています。本原則が対象としている「広く分散したポートフォリオ」を持つ大手機関投資家の場合は、投資先企業の株式所有率が高く、投資の回収や除外が非現実的な場合も多いといえます。





8. 本原則は投資のサプライチェーンにとってどのような意味を持つのか？

機関投資家が本原則を実施するにあたって、彼らの仲介者(投資業務に関与する機関)もESGの課題を組み入れるよう奨励する必要があるでしょう。原則1と4ではそのためのいくつかの方法の提案をしています。また、投資のサプライチェーン(ファンド・マネージャー、アナリスト、コンサルタント)側からも原則の実施を支援するような商品やサービスを提供することができるでしょう。

9. 本原則は投資家の日常業務をどのように手助けできるか？

本原則は投資家に対し、投資の意志決定にESGの課題を組み込むための高度なフレームワークを提供しています。また、本原則は投資におけるESGの課題の影響に関するリサーチを促進します。その結果、投資家向けの商品やサービスの種類の広がりも期待できるでしょう。PRI事務局は署名機関がESGの観点を組み込んだ投資方針および投資手順書を策定し、実践することを支援します。

10. 署名する利点はなにか？

署名の主な利点を挙げると

- ・ ESGの課題に取り組むに際しての共通のフレームワークの提供
- ・ 原則の取り組みに役立つガイダンス資料の作成や共通の関心事を取り扱ったワーキンググループへの参加など、PRI事務局からの実施のための支援
- ・ 世界最大手の機関投資家を含む世界中の投資家ネットワークからベスト・プラクティスの実施例を得られること
- ・ 他の署名機関と共同し、リサーチや実施コストを削減すること
- ・ ESGの課題に対するトップレベルのコミットメントによる、レピュテーションの向上

11. どのような機関が署名できるのか？

署名機関は主に三種類に分類されます。署名には各署名機関の経営陣が運用事業全般に対して原則にコミットメントを示すことが必要です。

・ アセット・オーナー

長期退職積立金、保険金、その他の資産を運用するアセット・オーナーを代表する機関。例えば、年金基金、政府関係準備基金、その他の基金、財団、保険・再保険会社、寄託機関など。アセット・オーナーは本原則の主要対象です。

・ 運用会社

機関投資家および個人投資家向けに第三者として資産を運用する運用会社。

注:アセット・オーナーと運用会社の分類は厳密に規定するものではありませんが、大まかな分類方法としては運用資産のうち、自己資産額が他人財産額を超えている場合はアセット・オーナーとみなすことを規則とします。

・ 専門サービス・パートナー

アセット・オーナーや運用会社に商品やサービスを提供する機関。これらの機関自身では資産の管理や運用を行いませんが、顧客がどのようにESGの課題に取り組むかにおいて大きな影響力を持ちます。このような機関が原則に署名する場合、運用におけるESG課題の関連性を認識し、顧客の本原則の実施を支援するサービスの提供とその強化を表明するものです。

原則として、上記のどのカテゴリーに属するかは署名を希望する機関の自己判断に委ねますが、責任投資原則理事会はカテゴリー変更を行う権利を保持します。

12. 自社の社会的責任投資(SRI)ファンドやESGの課題に対する取組みに限定して署名はできるのか？


できません。本原則の目的は、各機関が関わる投資活動全般における通常の投資活動および所有慣習に原則を取り込むことであり、特定の資産・クラスや商品ラインにのみ適応されるべきではありません。したがって、本原則への署名は、各機関経営陣からの運用事業全般に対するコミットメントを表します。部分的な取組みを全体に広げてゆくには時間がかかるでしょうが、投資におけるESGの課題への取組みを本当に各機関に取り込むためには組織全体のコミットメントが重要であると本原則の作成者たちは考えています。

13. 本原則に署名することによって金銭的な義務は生じるのか？

署名によって金銭的な義務は生じませんが、署名機関の活動支援や更なる署名機関の確保といった事務局の活動を支援するために一機関につき5,000-10,000米ドルの賛助金を任意で集めることが提案されています。

14. 本原則を実施するにはどのようなリソースが必要か？





実施方法は各署名機関それぞれ異なるものであり、その選択によって必要となるリソースも異なります。しかし最低限必要になると思われるのは、本原則の中で提案されている内容を良く理解し、他機関がどのように取り組んでいるかを調査し、原則を実践するための人材を確保することです。

15. 署名をしたにも関わらず、原則を実施しなければどうなるのか？

本原則には法的拘束力や制裁措置はなく、自主的で理想的な原則です。ただし、署名をしたにも関わらず何も実施しない場合にはレピュテーションリスクが発生する可能性があります。多くの署名機関にとって本原則は原則遵守のためのチェックリストを提供するものではなく、目指すべき目標を示すものです。よってイノベーションや同じ考えをもつ人々とのコラボレーションや「実行しながら学ぶ」ことなどに焦点を合わせています。本原則の実施が進展するに従い、署名機関がどのように自らの活動の進捗度を量り、報告をするかを考えていく予定です。

16. 誰が責任投資原則プロジェクトを運営するのか？

今後は選出されたアセット・オーナー署名機関を中心とした理事会によって運営されます。また国連も理事会のメンバーとして参加します。必要に応じて理事の追加任命も行います。

17. 本原則で世の中がどのように変化するのか？

本原則は受益者に対して長期的な投資成果の向上をもたらすことを目的としていますが、同時に本原則適用によって、投資コミュニティや産業界全般でESGの課題についての関心を高めることにも繋がるでしょう。投資家がより活動的になるにつれて、その活動を支援する新たなリサーチや指標も出てくることでしょう。また、ESGの課題に対し投資家が包括的に取り組むように企業経営陣を促すことによって、企業経営陣もこれらの非財務的なリスクやチャンスのファクターに対する関心を高めることとなります。つまり、これらの変化が、中・長期の企業収益を形作ることになるのです。このようにして責任投資原則は企業の環境上の問題、社会の問題および企業統治の問題の改善に貢献すると考えられます。





謝辞・作成関係者・スタッフ

< 謝辞 >

責任投資原則の作成プロセスにあたって、投資グループ並びに専門家グループのメンバーの皆様には大変貴重な貢献をいただきまして、ありがとうございます。

また、下記の機関に協議会の場を提供していただきました。この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

UN Global Compact
Caisse des Dépôts
Toronto Stock Exchange and the National Roundtable on the
Environment and the Economy, Canada
Mercer Investment Consulting
Institute for Responsible Investment, Boston College

< 責任投資原則作成関係者 >

コンサルタント

Jane Ambachtsheer, Mercer Investment Consulting

投資家グループ議長

Colin Melvin, British Telecom Pension Fund

投資家グループ進行役

Paul Gilbert and Divyesh Hindocha, Mercer Investment Consulting

専門家グループ議長

Nick Fitzpatrick, Carlos Joly

アドバイザリー・グループ

Matt Christensen, Stephen Davis, Steve Waygood, Jean-Pierre Sicard,
Raj Thamootheram, Ariane van Buren, Caroline Williams

< スタッフ >

プロジェクト・リーダー

James Gifford, Lead Project Manager, PRI

Paul Clements-Hunt, Head of Unit, UNEP FI

Gavin Power, Senior Advisor, UN Global Compact

Jacob Malthouse, Head of Programme: Investment, UNEP FI

プロジェクトチーム・メンバー

Gordon Hagart; Philip Walker; Trevor Bowden; Natalie Ryan; Careen Abb; Yuki Yasui, UNEP FI

本小冊子・日本語版

翻訳: 安井友紀、国連環境計画

監修(敬称略):

年金総合研究センター 研究部 主任研究員 棚橋 俊介

三菱UFJ信託銀行(株) 投資企画部 統括マネージャー 代田 秀雄

(株)大和総研 経営戦略研究所 主任研究員 河口 真理子 (以上 PRI本文監修)

住友信託銀行(株) 受託資産企画部 統括主任調査役 菱田 賀夫

三菱UFJ信託銀行(株) 投資企画部 主任調査役 加藤 正裕 他(以上 PRI本文以外監修)





Lead sponsor



Supporting sponsors



Professional sponsors





www.unpri.org

info@unpri.org

スポンサー

この小冊子の作成には、下記の各社から支援を頂いております。

三菱 UFJ 信託銀行株式会社



住友信託銀行株式会社



大和証券投資信託委託株式会社

